

大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年9月24日提出

大津市長 越直美

大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第18条の3第2項中「災害派遣手当の額は」を「前項の災害派遣手当の額は」に改める。

第18条の5を第18条の6とする。

第18条の4第2項中「前条第2項」を「第18条の3第2項」に改め、同条を第18条の5とし、第18条の3の次に次の1条を加える。

第18条の4 大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員で住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するものには、災害派遣手当を支給する。

2 前項の災害派遣手当の額は、災害派遣手当の額の基準（平成25年内閣府告示第204号）に定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第178号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり市民病院における医療過誤に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年9月24日提出

大津市長 越直美

1 損害賠償の相手方

[REDACTED]  
[REDACTED]

2 損害賠償（解決金）の額

33,502,329円

(参考)

平成22年4月13日、相手方が市民病院産婦人科において手術を受けた際に、医師が誤って左総腸骨動脈を損傷させたことにより後遺障害が生じたとして、相手方から損害賠償を求められた訴訟事件（大阪地方裁判所平成24年（ワ）第4897号損害賠償請求事件）について、裁判所からの和解勧告に従い、解決金を支払うもの